

令和7年第4回 飯塚市議会会議録第1号

令和7年9月5日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第1日 9月5日（金曜日）

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 行 政 報 告
- 第4 議案の提案理由説明、質疑、委員会付託
 - 1 議案第 88号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）
 - 2 議案第 89号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 - 3 議案第 90号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
 - 4 議案第 91号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
 - 5 議案第 92号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
 - 6 議案第 93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
 - 7 議案第 94号 契約の締結（西秋松排水機場除塵機更新工事）
 - 8 議案第 95号 財産の取得（生徒用学習端末機器）
 - 9 議案第 96号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
 - 10 議案第 97号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
 - 11 議案第 98号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）
 - 12 議案第 99号 指定管理者の指定（飯塚市幸袋交流センター）
 - 13 議案第100号 指定管理者の指定（飯塚市二瀬交流センター）
 - 14 議案第101号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）
 - 15 議案第102号 市道路線の廃止
 - 16 議案第103号 市道路線の認定
 - 17 認定第 1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定
(令和6年度決算特別委員会)
 - 18 認定第 2号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
(令和6年度決算特別委員会)
 - 19 認定第 3号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
(令和6年度決算特別委員会)
 - 20 認定第 4号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
(令和6年度決算特別委員会)
 - 21 認定第 5号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和6年度決算特別委員会)
 - 22 認定第 6号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和6年度決算特別委員会)

- 23 認定第 7号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
 　　(令和6年度決算特別委員会)
- 24 認定第 8号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
 　　(令和6年度決算特別委員会)
- 25 認定第 9号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
 　　(令和6年度決算特別委員会)
- 26 認定第 10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
 　　(令和6年度決算特別委員会)
- 27 認定第 11号 令和6年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- 28 認定第 12号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
- 29 認定第 13号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- 30 認定第 14号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

○会議に付した事件

第1 開　　会

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第 88号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算 (第2号)
- 2 議案第 89号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 90号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 91号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 議案第 92号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 7 議案第 94号 契約の締結 (西秋松排水機場除塵機更新工事)
- 8 議案第 95号 財産の取得 (生徒用学習端末機器)
- 9 議案第 96号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解 (交通事故)
- 10 議案第 97号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解 (交通事故)
- 11 議案第 98号 指定管理者の指定 (飯塚市リサイクルプラザ工房棟)
- 12 議案第 99号 指定管理者の指定 (飯塚市幸袋交流センター)
- 13 議案第 100号 指定管理者の指定 (飯塚市二瀬交流センター)
- 14 議案第 101号 指定管理者の指定 (飯塚市新産業創出支援センター)
- 15 議案第 102号 市道路線の廃止
- 16 議案第 103号 市道路線の認定
- 17 認定第 1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定
 　　(令和6年度決算特別委員会)
- 18 認定第 2号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
 　　(令和6年度決算特別委員会)
- 19 認定第 3号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
 　　(令和6年度決算特別委員会)
- 20 認定第 4号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

- (令和 6 年度決算特別委員会)
- 21 認定第 5 号 令和 6 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和 6 年度決算特別委員会)
- 22 認定第 6 号 令和 6 年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和 6 年度決算特別委員会)
- 23 認定第 7 号 令和 6 年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和 6 年度決算特別委員会)
- 24 認定第 8 号 令和 6 年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和 6 年度決算特別委員会)
- 25 認定第 9 号 令和 6 年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和 6 年度決算特別委員会)
- 26 認定第 10 号 令和 6 年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和 6 年度決算特別委員会)
- 27 認定第 11 号 令和 6 年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- 28 認定第 12 号 令和 6 年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
- 29 認定第 13 号 令和 6 年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- 30 認定第 14 号 令和 6 年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
- 第 5 緊急質問 「5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」に対する
議長の受け止め及び今後の対応について

○議長（江口 徹）

これより、令和 7 年第 4 回飯塚市議会定例会を開会いたします。

「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 9 月 30 日までの 26 日間といたしたいと思
います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 30 日までの 26 日間とす
ることに決定いたしました。

「行政報告」に入ります。武井市長。

○市長（武井政一）

本日、令和 7 年第 4 回市議会定例会を招集するに当たり、6 月以降、本日までの事務事業の大
要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。

まず、8 月 9 日から福岡県を含む九州各地及び山口県で発生しました大雨による災害について
報告いたします。

福岡県内において、福津市、新宮町、北九州市、宗像市などで死者 2 名、負傷者 2 名、家屋被
害が全壊 2 件を含む 240 件以上といった甚大な被害が発生しており、犠牲になられた方々のご
冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

なお、本市では、8 月 10 日の午後 4 時 25 分に災害警戒本部を設置し、その後、速やかに市
内全域に高齢者等避難を発令し、災害に備えました。幸いにも人的及び建物被害はありませんで
したが、農林業施設を含む公共施設等の被害が発生しております。

次に、総務部について報告いたします。

飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例に基づき提出された 31 名の資産
等報告書の審査につきましては、資産等報告書審査会が 7 月 3 日から 3 回にわたり開催され、
8 月 7 日に意見書が提出されました。

次に、市民協働部について報告いたします。

7月の同和問題啓発強調月間につきましては、市民に広く周知し、人権意識の向上を図ることを目的に、中心商店街、イオン穂波ショッピングセンター、ゆめタウン飯塚など、市内9か所で街頭啓発を行いました。また、この期間中に市内12か所の交流センターで講演会を実施し、752人の参加がありました。

フレンドリータウン協定に基づき、6月28日にベスト電器スタジアムにて「アビスパ福岡飯塚市応援デー」が開催されました。市内の小・中学生約150名を無料招待し、少年サッカーチームの選手がエスコートキッズとして参加するなど、プロスポーツとの交流の機会を提供しました。

また、関係部署の連携により、本市PRブースにおいて積極的な広報活動を行い、ハーフタイムには大型ビジョンでPR動画を放映し、来場者約1万2千人に向けて本市の魅力を広く発信しました。

次に、市民環境部について報告いたします。

地球温暖化対策の一環として、8月5日に市役所本庁舎2階多目的ホールにて、「クールシェア」を開催し、参加者50名で竹を使用した水鉄砲作りを実施しました。

引き続き、「打ち水大作戦」を2階屋上広場にて開催し、作成した水鉄砲を使って、参加者83名で打ち水を実施しました。

次に、経済部について報告いたします。

7月14日に、飯塚警察署が大規模災害により機能不全となった場合に、飯塚オートレース場を一時的に代替施設として使用するための「大規模災害時における飯塚オートレース場の施設使用に関する協定書」を締結いたしました。

8月22日から26日まで、G1ダイヤモンドレースをナイターで開催し、多くの来場者を迎えた盛況のうちに終了いたしました。

6月20日から7日間の日程で、サニーベール市の中高生20名、引率者5名が来飯し、ホームステイや学校訪問を通して国際交流を行い、友好の絆を深めることができました。

7月1日から20日までの間、夏の市民祭として親しまれている「飯塚山笠」が開催されました。20日の最終日には、5つの山笠が優勝を競い、多くの人出でにぎわいました。

次に、こども未来部について報告いたします。

7月26日、保育士確保を推進するため、飯塚市私立保育園・こども園・幼稚園合同就職説明会を開催し、78名が参加しました。今年度から、会場を近畿大学九州短期大学に変更し、新卒予定者や再就職希望者に加え、同短期大学の1年生も授業の一環として参加し、保育実習について情報収集を行いました。今後も大学や市内保育施設と連携し、保育士確保に取り組んでまいります。

次に、福祉部について報告いたします。

7月22日、熱中症対策の普及啓発を目的に、「熱中症対策健康会議」を開催しました。大塚製薬株式会社との共同開催で、官民合わせて19の企業・団体が参加し、熱中症に関する知識や各団体の取組を共有しました。今後も関係機関と連携し、熱中症予防の啓発に努めてまいります。

次に、都市建設部について報告いたします。

飯塚駅周辺地区整備につきましては、8月2日より、飯塚駅西側の仮駅舎及び東口新駅舎の供用を開始しました。併せて、現駅舎及び二線人道橋の撤去工事に着手し、駅前一部封鎖に伴い、炭都ビル跡地に臨時乗降場所を整備しました。今後も整備基本計画に基づき、事業を推進してまいります。

飯塚市防災（浸水）対策基本計画に基づき、中地区排水路改良工事が7月末に完了しました。現在、「上勢田東ポンプ場（機械）改修工事」、ほか1件を発注し、順次着工しております。

通学路の安全対策としましては、「立岩・上三緒線道路改良（6工区）工事」を発注し、安全な通学路の確保に努めております。

次に、教育委員会について報告いたします。

「飯塚市少年の船」は、団員・指導者を含め65名が、8月1日から3泊4日で沖縄県を訪問しました。ひめゆりの塔での献花、平和の礎及び平和祈念資料館の見学を通して戦争の悲惨さと平和の尊さを学び、琉球村では沖縄の伝統文化に触れ、うるま市では地元のこどもたちと交流を深めるなど、研修活動等の団体生活を通して社会性を培うとともに、次世代を担うリーダーの育成を図りました。

7月17日から8月19日まで歴史資料館において、歴史資料館所蔵及び福岡県収集の戦時資料を展示し、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える企画展「福岡県戦時資料展」と、筑豊の化石を集めた企画展「見てみよう！郷土の化石」を同時に開催し、市内外から多くの見学者が訪れました。

終わりに、企業局について報告いたします。

水道事業につきましては、「鯰田共同及び岩崎浄水場集中監視装置等改良工事」、ほか15件を、下水道事業につきましては、「鯰田地区污水管渠布設（3工区）工事」、ほか2件を発注し、順次着工しております。

また、6月5日から7月15日まで、市内8校の小学校4年生約530人を対象に企業局職員による出前授業を開催いたしました。実際に使用する薬品を用いた実験を行い、水道水ができるまでの工程や下水道の汚れた水をきれいにする仕組みなどを紹介し、水環境の大切さについて普及啓発を行いました。

以上が、6月市議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

本定例会に提案申し上げます案件は、補正予算議案1件、条例議案5件、人事議案5件、その他の議案10件、認定14件、報告2件であります。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

○議長（江口 徹）

「議案第88号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」から「議案第103号 市道路線の認定」までの16件及び「認定第1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第14号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの14件、以上30件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、まず、予算関連議案から、一般会計補正予算書により、提案理由の説明をいたします。今回の補正予算議案は、当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき経費を補正するものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第88号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額に7390万5千円を追加し、第2条で債務負担行為を補正するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。「議案第89号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

12ページをお願いいたします。「議案第90号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」につきましては、二瀬、幸袋、鎮西及び鯰田の各出張所を廃止するものでございます。

15ページをお願いいたします。「議案第91号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

18ページをお願いいたします。「議案第92号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

20ページをお願いいたします。「議案第93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」につきましては、児童福祉法の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

31ページをお願いいたします。「議案第94号 契約の締結」につきましては、「西秋松排水機場除塵機更新工事」について、有限会社田中機工と、1億8822万1千円で請負契約を締結するものでございます。

40ページをお願いいたします。「議案第95号 財産の取得（生徒用学習端末機器）」につきましては、市立中学校における学習に供するもので、取得価格は1億8183万1320円、契約の相手方は株式会社トータルオフィス筑豊営業所でございます。

41ページをお願いいたします。「議案第96号」及び「議案第97号」の「損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」につきましては、中地内で発生した交通事故についてでございます。この交通事故につきましては、損害賠償額が確定し、車両損傷については114万3千円を、人身傷害については84万4803円を相手方に支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

45ページをお願いいたします。「議案第98号 指定管理者の指定」につきましては、飯塚市リサイクルプラザ工房棟の指定管理者として、株式会社トキワビル商会を令和8年度から5年間指定するものでございます。

48ページをお願いいたします。「議案第99号 指定管理者の指定」につきましては、飯塚市幸袋交流センターの指定管理者として、一般社団法人幸袋まちまちづくり協議会を令和8年度から3年間指定するものでございます。

52ページをお願いいたします。「議案第100号 指定管理者の指定」につきましては、飯塚市二瀬交流センターの指定管理者として、一般社団法人二瀬まちづくり協議会を令和8年度から3年間指定するものでございます。

56ページをお願いいたします。「議案第101号 指定管理者の指定」につきましては、飯塚市新産業創出支援センターの指定管理者として、株式会社福岡ソフトウェアセンターを令和8年度から5年間指定するものでございます。

60ページをお願いいたします。「議案第102号 市道路線の廃止」につきましては、県営愛宕団地建て替えに伴い、1路線を廃止するものでございます。

62ページをお願いいたします。「議案第103号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属等に伴い4路線を認定するものでございます。

66ページをお願いいたします。「認定第1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から75ページの「認定第10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」までにつきましては、地方自治法の規定に基づき、令和6年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

続きまして、企業局関連議案の提案理由を説明いたします。

議案書の76ページをお願いいたします。「認定第11号 令和6年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から、「認定第14号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの、以上4件につきましては、いずれも地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、決算の認定をお願いするものでございます。

なお、決算書及び決算附属書のほかに、決算資料を提出いたしております。内容の説明は、省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

認定議案に対する監査委員の審査報告をお願いいたします。瀬戸 元監査委員。

○監査委員（瀬戸 元）

令和6年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査の結果を報告いたします。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、市長から審査に付されていました、令和6年度各会計の歳入歳出決算及び政令で定められた附属書類並びに基金の運用状況に関する調書等の審査を行いました。

審査は、各会計の決算書及び附属書類の合規性及び計数の正確性並びに決算収支の状況などに主眼を置き、関係帳簿との照合、点検、あるいは内容の検討などを主体に行いました。

審査の結果、令和6年度決算の内容は正確に表示され、決算状況も適正であることが認められました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、市長から審査に付されていました令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類等についての審査につきましては、合規性及び計数の正確性など、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しましたが、いずれも適正に作成されているものと認められました。

詳細につきましては、令和6年度飯塚市歳入歳出決算及び基金運用状況、財政健全化並びに経営健全化審査意見書に記載しておりますので、省略させていただきます。

以上をもちまして、令和6年度決算審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明及び監査委員の審査報告が終わりました。

お諮りいたします。上程議案30件のうち、「議案第88号」から「議案第103号」までの16件及び「認定第11号」から「認定第14号」までの4件、以上20件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。委員会付託を省略することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、「議案第88号」から「議案第103号」までの16件及び「認定第11号」から「認定第14号」までの4件、以上20件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、委員会付託を省略することに決定した20件については、9月18日、木曜日の本会議で、一般質問の後、議案の補足説明、質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

ただいまより「認定第1号」から「認定第10号」までの10件に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。

また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

質疑を許します。質疑はありませんか。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

令和6年度歳入歳出決算書の247ページ、ちょっと分からないので質問させていただきます

けど、「（15）ふるさと応援基金」のところですけれど、「※債権のうち未収金は、出納整理期間における積立」は理解できるんですけど、「※出納整理期間に令和6年度分として63億2061万1千円取崩」となっておりますけれど、これは決算年度末現在高にどういうふうに影響するのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前10時24分　休憩

午前10時27分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。28番　道祖　満議員。

○28番（道祖　満）

私が何でこれを聞いているかというと、令和7年度飯塚市一般会計補正予算の内容で、説明資料の中に、ふるさと応援基金の令和6年度の年度末残高が出ているんですけど、それは49億9862万6千円と出ていると思うんですけど、その数字がどこから出てくるのかと思って計算してみてから、さっき言いました令和6年度歳入歳出決算書の247ページの「（15）ふるさと応援基金」に113億1923万8千円と書かれているんですけど、それから取り崩しているから、最終的に49億9862万6千円になってくるんだろうと思うんですけど、それで間違いないかどうかだけ確認したかったんです。

それで、決算特別委員会の中で、それを確認していただければと思います。というのは、表記がこれでいいのかどうか。取崩しと書いたら最終的にマイナスになって合計金額は減ってくるんじゃないかと。それは、今度は次年度の説明資料に載ってくるんじゃないかと思うんですけど、そうしないと分からぬのではないかと思ったので、ちょっとその辺のことを決算特別委員会で確認していただければ結構です。以上です。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案10件は、特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の名称は「令和6年度決算特別委員会」とし、委員定数は11名といたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、4番　赤尾嘉則議員、5番　光根正宣議員、7番　藤間隆太議員、8番　藤堂　彰議員、9番　佐藤清和議員、10番　田中武春議員、11番　川上直喜議員、14番　石川華子議員、17番　吉松信之議員、20番　鯉川信二議員、24番　金子加代議員、以上11名を指名いたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名の方々を、令和6年度決算

特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

正副委員長が決定いたしましたので発表いたします。委員長、5番 光根正宣議員、副委員長、4番 赤尾嘉則議員であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

動議を提出します。

○議長（江口 徹）

動議の内容は何になりますでしょうか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

6月定例会で議決されました「『5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議』に対する江口議長の受け止め及び今後の対応について」、緊急質問を求める、日程に追加し、直ちに議題とすることを望みます。

なお、本件については、議長に対して、詳細な内容についての質問が及ぶことが想定されますので、副議長に議事進行をお願いしたいと考えております。

○議長（江口 徹）

ただいま提出されました動議への賛成者は、ご起立願います。

（起立）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

取扱いを協議するため、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

11番 川上直喜議員から「『5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議』に対する議長の受け止め及び今後の対応について」の緊急質問のため、発言を許されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。11番 川上直喜議員から「『5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議』に対する議長の受け止め及び今後の対応について」の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、「『5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議』に対する議長の受け止め及び今後の対応について」の緊急質問を日程に追加し、直ちに発言を許す

ことは可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時02分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。

「緊急質問」を行います。

お諮りいたします。本動議と同一の内容を有するほかの議員の質問については、その都度、お諮りすることなく発言を許可することといたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように発言を許可することと決定いたしました。

まず、11番 川上直喜議員の発言を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。この「5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」は、6月定例会中の6月24日に採択されたものであります。それから2か月以上が過ぎて、6月、7月、8月、9月、4か月にわたるわけですけれども、この決議について、江口議長に関する責任を問う内容があるわけですけれども、江口議長の全体としての受け止めを、まずお尋ねしたいと思います。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先日、2日に開催されました議会運営に関する協議の中でもお答えさせていただきましたが、この「5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」が賛成多数で可決されたことに関して、真摯に受け止めるというふうな形で考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この決議は、まず、こう述べているわけです。

「飯塚市議会は5月臨時会から6月定例会にかけて議会運営を誤り、議長が閉会中の6月6日に選任した議会運営委員会と4つの常任委員会は正副委員長すら選出できないまま、事実上、機能を停止している。議会運営委員会は成立の見通しがなく、市長提出議案の審査について常任委員会への付託を省略したほか、議会選出各種委員等の調整も行えない事態を迎えている。我々は、地方自治の停滞を招き、市民の信頼を失うに至った事態を厳しく反省し、地方自治の原点に立ち返らなければならない。」としているわけです。

この点で、全体について江口議長は真摯に受け止めるということなんですけれども、最初に反省の文言がありますけれど、これについて、議長はどうお考えですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

今、川上議員が読み上げた部分、それも含めて真摯に受け止めるという形でございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

実は、この採択された決議は採決に当たり反対討論がありました。その反対討論の要点は、5月臨時会で議長に対し不信任を出した勢力が本会議に出てこない、あるいは出てきても議長が示した委員の名簿を否決してまた出ていくというような——、言われたのはそのとおりではないけれども、こうした事態の記述が不十分であるというような趣旨の意見でした。

議長はこの反対討論で言われたこの指摘について、どういうふうに受け止めますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○11番（江口 徹）

それぞれの部分について、そしてまた各討論についてのコメントは差し控えますが、全体として、この決議が賛成多数で可決されたことについては、真摯に受け止めなければならないと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この文章は、特定の勢力がよからぬことをしたというようなことを言っているわけではなくて、議会が全体として市民に責任を負わなければならないことについて、機能を果たせなかつたということを言っているところなんです。現実を直視するところなんです。2か月以上前の事態から、我々、現瞬間ににおいて、一歩でも事態打開が進んでいるとお考えでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○11番（江口 徹）

先ほども申しましたが、個々の部分等についてのコメントは差し控えさせていただきます。

改めて申し上げますが、この決議が賛成多数で可決されたことについては、真摯に受け止め、事態打開に向けて対応したいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事態打開に向けて努力したいというふうに、今おっしゃったんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○11番（江口 徹）

そのとおりであります。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議会全体の反省に関する決議の、下から4行目の結びの部分を御覧になっていただきたいんですけども、「飯塚市議会はこの際、5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の誤りを深く反省し、市民に謝罪するとともに、今回の教訓に学び地方自治法及び関係法令を遵守し、多年にわたる民主的な議会運営の集約である先例を尊重し、議長の行為によってかかる事態が再び起こることのないよう決意を表明する。」と。これは、どういう意味だと受け止めていますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○11番（江口 徹）

先ほどから申しておりますが、個々の部分に関するコメントは差し控えさせていただきます。

ただ、何度も申し上げますが、この決議が賛成多数で可決されたことについては、真摯に受け止め、事態打開に向けて努力をしたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ここにおられる各会派、議員の皆さんにも、ぜひ受け止めてもらいたいわけですけれども、この精神は、市民に対して謝罪したことのない議長に対し、また、再びこういうことが起こらないように努力しますと。地方自治法及び関係法令遵守、また、先例を尊重するという発言をしたことのない議長に対して、議会が議長に対してお願いをするという立場ではないわけです。

我々と共に、我々というのは議会のことですけども、我々と共に議長は市民に謝罪することを強く要求し縛る内容なんです。また、関係法令を遵守する。積み上げられた民主的な内容を持つ先例を尊重すると。これを議長に要求して縛る。そういうものになっていると。そういうふうに受け止めることが、議長の言う真摯に受け止めるということではないかと思うわけです。

議会は議長に、「謝ってください、お願いします」、「法令を守ってください、お願いします」、そういうことを言わないということなんです。当たり前のことはあるけれども、議長を改めて決議で拘束するという趣旨です。そういうふうに受け止めておるかどうかをお尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほど来申し上げておりますが、今の川上議員の発言を含め真摯に受け止めたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間の経過について、本日報道の中で、市議会の「ドタバタ劇」というふうな表現がありました。今起こっているのは、「ドタバタ劇」なんでしょうか。

私たちはこの6月24日の決議の中で、地方自治を守る、地方自治の原点に立ち返るということを書いています。日本国憲法第8章で規定している地方自治。それに基づいて展開されている地方自治法。それから多年にわたって努力が積み重ねられてきた地方自治、住民自治のこの地域の闘いと運動によって積み上げられてきたものを——、市政の監視機関である議会がこういうふうになっている事態を真剣に打開しようとしているのが今だと思うんです。

これは、「ドタバタ劇」と言われるようなものではないと思う。その点で、先ほど紹介しましたところのすぐ上に、「そもそも」とありますでしょう。「そもそも、地方自治の本旨は住民福祉の増進を図ることにあり、議会は地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使し、議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する立場にあり、公正で民主的な議会運営が求められるのは当然である。」というふうに記述しているわけです。こここのところを真摯に受け止めるというのであれば、それ以上の言葉がないのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

今、川上議員が引用された部分、そこを含めて真摯に受け止め、事態打開に向けて努力をしたいというふうなところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

5月に不信任決議に賛成し、6月定例会において江口議長に対する辞職勧告決議を賛成多数で可決した勢力があるわけですけれども、その勢力と議長との政治的な争いはあるだろうと思うんですけど、今、議会全体が、この異常事態を開拓するために力を合わせることが大事だと考えますか。

○副議長 (兼本芳雄)

1番 江口 徹議員。

○1番 (江口 徹)

先ほど来申し上げておりますが、本決議が賛成多数で可決されたことについては真摯に受け止めており、事態の打開について努力をしたいと考えております。ぜひ、その点において、議員の皆様方のご協力をお願いしたいと考えております。

○副議長 (兼本芳雄)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

議長が、この混乱の責任の、自らが行った行為、あるいは議会で起こってしまった事態によって、全体として、議場の秩序の保持、議事の整理、議会の事務の統理、議会を代表する立場、こうしたことに成功していないということはお認めですか。

○副議長 (兼本芳雄)

1番 江口 徹議員。

○1番 (江口 徹)

先ほど来お答えしておりますが、このような決議が賛成多数で可決されたことについては真摯に受けておりますし、現状が正常な状況ではないと考えておりますので、事態打開について努力をしたいと考えております。その点では、ぜひ皆様方のご協力をお願いしたいと考えています。

○副議長 (兼本芳雄)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

そこで、飯塚市議会委員会条例第8条第1項ただし書についてです。このただし書がもしなければ、江口議長は6月6日の独断選考をしなかったのではないかと思いますけど、どうですか。

○副議長 (兼本芳雄)

1番 江口 徹議員。

○1番 (江口 徹)

先ほど来お答えしておりますが、この決議について、賛成多数で可決されたことに関しては、真摯に受け止めており、今後の打開について努力をしたいと考えております。そのために、ぜひ皆様方のご協力をお願いいたします。

○副議長 (兼本芳雄)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

大事な答弁をされていると思うんですよ。その答弁の精神を議会が大事にしていくふうにするためには、6月6日の出来事をなかったことに対するわけにはいかない。自動的に今の事態が生じているわけではないわけですから。

決議に書いているわけですから、第2段落から書いています。

「議会運営委員会委員と常任委員会委員の選任については、5月臨時会では調整に成功せず自然閉会となった経過があるとはいえ、6月5日の議会運営委員会では6月定例会における議案付託までに常任委員会委員が選任できていない時は、委員会条例に基づいて後任が選任できるまで

は現行の委員会体制で対応することで合意に達していた。

しかるに翌日6月6日17時25分、議長は全員を指名した所属一覧表を議会事務局長に命令しLINEワークスにお知らせ文書とともに掲載し、直ちに議会運営委員会を招集した。この行為については、多年にわたる民主的な議会運営の集約である飯塚市議会の先例を議長が守らず、市議会委員会条例の規定の立法趣旨を無視したものであることが、6月定例会初日の6月12日に行われた議長に対する緊急質問の中で明らかとなった。」

これは評価の問題ではなく、事実の問題です。ですから、私が先ほど問うたのは、市議会委員会条例の第8条第1項ただし書がなければ、江口議長はこういう行為をすることがなかったのではないかと考えて質問したわけです。答弁できますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

「できる」、「できない」の話であれば「できない」はそのとおりでございます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、この決議が賛成多数で可決されたこと、そして今の状況にあることについては真摯に受け止め、事態打開に向けて努力したいと思っておりますので、ぜひ皆様方のご協力をお願いしたい。以上であります。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

なければしていないかもしれない。これは臆測のことを展開するつもりはありませんけれども、なくてもやったかもしれない。そういうことがあるんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

私はそのようには発言をしておりません。第8条第1項ただし書がなければ、当然のことながら、閉会中での議長の責任においての選任はできません。ですので、そういった事態はあり得ません。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると次の問題が出てくるわけです。この第8条第1項がどういう内容かというと、第1項はこうなっているでしょう。「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」と、この文言です。これがなければ、江口議長は今回のことを行なわなかったでしょう。「しなかったでしょう」と今おっしゃっているんです。

もし、これが「閉会中においては、議長が指名することができる。」という真ん中に、例えば、こういう言葉が入っていればどうでしょうか。「補欠選挙で当選した議員が速やかに閉会中に委員会活動を行えるように」と。その文言があった場合は、どうでしょうか。特定していれば。制限付きのただし書であれば。それでも江口議長は、補欠選挙で当選した議員以外の全員を解任し貼り付けるということをしたでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

その仮定の質問につきましては、法の解釈に関わるところですので、今すぐの答弁は差し控えさせていただきますが、私がさせていただいたのは、あくまでも第8条第1項ただし書があったからであるのは、先ほど答弁したとおりであります。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

上級機関でもないわけだけれども、全国市議会議長会に、江口議長はこの件について問合せを6月2日しました。これによって、閉会中だから全員の指名をすることが独断ができるかの問合せをしました、議会事務局を通じて。なぜしたんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

そこの部分に関する質問については、既に6月議会の中での緊急質問においてお答えをさせていただいております。言われるように、これについては確認のためにさせていただきました。そしてまた、それ以外の方々についても、複数名にお問合せをさせていただき、様々な返答があつたことについては、6月議会でお答えしたとおりであります。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、自分はこういうふうに、このただし書で全議員を指名したいと考えたため、賛同してくださいという趣旨の問合せではなかったかと思うわけです。そういうことではないですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

その点に関する評価といいますか、その部分については、答弁について差し控えますが、6月議会の緊急質問で、お答えしたとおりであります。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この決議に書いていること、さらに、6月の緊急質問でリアルに議長と議会事務局からの状況報告で、大変ひどいことが起こったということはもう浮き彫りになっているんですけども、このただし書条項について、江口議長が自分の考えを「認めてください」、「同意してください」という立場で全国市議会議長会に問合せをした。だからこそ、「立法趣旨に反する」と言われても、再度、6月6日の午前中に、議会事務局に問合せをしてもらう。そして、再び全国市議会議長会から立法趣旨に反する趣旨の回答が得られる。

その回答をもって、やめておこうと言わないんです。実行する。

そして、先ほど言わされましたけど、鹿児島大学の専門領域にある先生なんでしょうけど、その方に問合せをしたのは6月9日というじゃないですか。やってしまった後で、何の問合せをするのか。それは自分の行為が正しいということを、一定の権威のある方にしゃべっていただいて、しかも、あなたはその見解書を議場で配付したでしょう。

ですから、私は思うんですけど、この委員会条例があるから江口議長はこういうことをした、言い張って。「なかったらできなかつたでしょう」とご本人も言われています。あるいは、立法趣旨のとおりの文言があれば、「しなかつたでしょう」と言うわけでしょう。

ところが、このいかようにも使える文言規定があるために、飯塚市議会はでたらめになったわけでしょう。そしてこれは、不幸なことに食い止めることができなかつたんです。議員は誰も知らなかつたから。知っていたのは、副議長と、これをすること自体について議長会派は知っていたんです。それと、重要な構成としては議会事務局。その中で、副議長は、江口議長のやることに同意した。議長会派は、議会での発言によって確認できている範囲では知っていたと。了承し

たとは言っていません、聞いていません。しかし、議会事務局長と議会事務局次長は、「大変なことになりますからやめましょう」と繰り返し議長に意見をし、説得したのかな。これに対して、江口議長は「業務命令に従ってくれ」と言ったわけでしょう。この姿は、すさまじいですよ。

ですから、決議で、「かかる事態が再び起こることのないように」というふうに決意を表明しているんだけど、そのためには江口議長であろうと、今後、飯塚市議会が続く限り議長は登場するでしょうから、どういう議長が登場しようと同じことを起こさせないと。

一つの重要な歯止めとしては、この条項を削除するか、あるいは、先ほど言ったように加筆して立法趣旨のとおりに制約を加える必要があるのではないかと思うんです。この件については、今日初めて議長に言っているわけではなくて、9月2日にも言っているわけです、議会運営に関する協議の場において。このことについて議長は、3日も時間があったんだけれども、お考えが深まっていないのかと思うので、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほど全国市議会議長会への問合せに関して、私が、「このようにして理解していただけないか」というふうな趣旨で、問合せをしていただいたという発言があったかと受け止めました。私はそのような趣旨での問合せはしておりません。議長会の返答に対して、一旦出された返答に対して、「これこれこういう疑義があるんですが、それに対して、全国市議会議長会としてはどう判断なされますか」というふうな形で問合せをさせていただきました。

それに対する評価については、それぞれ皆様で考えていただければと思っております。そしてまた、この状況に全国市議会議長会だけではなく、先ほども申しましたが、複数の議会関係者、そしてまた、法曹関係者等々にお聞きする中で、選択肢としては一つではなく、全てが全国市議会議長会と同様なご返答ではなく、そしてまた、全国市議会議長会の返答について、私はそうではないと考えましたので、正副議長協議の上、ただし書に沿って選任をするというふうな形でさせていただきました。

そのことも含め、現状がこのようにあること。そしてまた、この決議が賛成多数で可決されたことについては真摯に受け止め、先ほど来申し上げておりますが、事態を開いたいと考えておりますので、ぜひ皆様方のご協力を願いたいと思っております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私たちの関係は、今、協力するとか、そういう関係ではないと思うんです。議会が、議長に議長らしく仕事をするようにと。誤っていたとすれば、我々は誤っていたと思っているんだけど、我々は決議を上げたわけですから、議会の側はこういう決議を上げて誤っていたと書いているわけです。それを受け止めるように要求している立場なんです。謝罪もお願いしているわけではないです。市民に対する謝罪をお願いしているわけじゃないです。法令を守ってくださいとか頼んでいるわけではないです。要求しているわけです。

だから、先ほどから「協力、協力」と言われるんだけど、協力する関係ではないんです。議会が議長に対して要求する関係なんです。そこをまず理解してもらいたいと思うんです。（発言する者あり）そういう関係なんです。

それで、さっきの質問は、そもそもこの事態の大本の背景は密約問題とかいろいろあるんだけど、議長の行為としての大問題は6月6日の問題なんです。それは根底的にはただし書の問題でしょう。だから、これがなければ、あるいは曖昧な内容を含む、曖昧という表現はあなたがしているんだけど、明確な記述があったならばそういうことはなかったんではないかと聞いたんです。これがきちんとすれば、こういうことはなかったんじゃないかということを聞いた質問。そ

れに答えてください。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○ 1番 (江口 徹)

先ほども申し上げましたが、このただし書がなければ選任はできておりません。それはそのとおりであります。ただ、補足する言葉があれば、というふうなご質問がございましたが、それに關しては、どういった文言があって、そして、それに対する評価についてはしっかり考慮した上でないと判断ができませんので、それに対する答弁については差し控えさせていただきます。ただし、ただし書がなければできなかつたということは、そのとおりであります。

あともう一点、市民に対する謝罪がないんだというお話をございましたが、6月議会の中で、取材に対するコメントではございますが、市民に対しては、このような状況を招いたことについて申し訳ないというふうな形での謝罪はさせていただいておることを申し添えます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番 (江口 徹)

先ほどもお答えしましたが、6月議会の中で取材があり、その中で、市民に対する謝罪の意は表明をさせていただきました。そして、先ほどの発言の中でもそのことをご紹介させていただきましたし、この状況にあることについては、市民の皆様方に対し申し訳なく思っております。

それともう一点、法令等に従いというふうな発言がございましたが、現行の法令の範囲内で決断をさせていただきました。ただ、それに対し、皆様方から厳しい評価を受けている。そのことを含め、このような状況にあることについては、真摯に受け止め、状況の打開に努めたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

先ほど私が、なれば、あるいは曖昧さを残さない表現であればという趣旨の発言に対して、後者については検討させてくださいみたいなことを言ったけど、2日に言ってからもう3日も4日もたとうとしているわけじゃないですか。こんな重大なことに、今の段階ではそういう答弁しかできないというのは——。

それで、全国市議会議長会に対して、2回目の6月6日の午前中の問合せについて、こういうふうに問合せをしているでしょう。ただし書についてです。「立法趣旨を考へても、その趣旨がはっきりしない以上、文言をまっすぐ読み込み、閉会中に議長の指名により、議会運営委員会委員・常任委員会委員の全員の選任を行っても、法的に問題はないのではないか」と聞いているで

しょう。それで、問題はありますと回答が来たんでしょう。だから先ほど言ったように、議会事務局長と次長は、手を広げとは言いませんけど、ちょっと待ってくださいと、頑張ったわけでしょう。それを押し切って「業務命令」と言ったわけでしょう。

ですから、このただし書というのは、民度という言い方がどうか分かりませんけど、成熟した議会であれば、有効性を持つものかもしれないけども、我々の今の議長の水準では、このただし書というのは非常に危険なものであったというふうに思うんです。江口議長の後にも様々な議長が登場してくるでしょうけど、そういう方が、誤ってこれを使わないかというふうに言うと——。令和7年6月6日に、当時の江口　徹議長がこういうふうにやって、議会運営委員会・常任委員会を決めた範囲の中で、変更して、選び直したりしたことがあったということは、その当時の議員が独断選考のやり方をとうとう容認したのではないかというふうになりかねない。だから、この議会において、この6月6日のこの第8条第1項ただし書に基づく全委員の議長独断による指名は正しくなかったということを6月24日に一度決議を上げているんだけど、もう一度確認する必要があると思うんだけど。議長の見解をちょっと聞きたい。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○ 1番 (江口 徹)

先ほど来申し上げておりますが、この決議が賛成多数で可決されたことについては真摯に受け止める。そのとおりでございます。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○ 11番 (川上直喜)

真摯に受け止める受け止め方のことについて少し入りますけれど、6月5日、議会運営委員会で、私も発言して、なかなか大変な状況で改善が進まないということであれば、このまま委員会に議案を付託しても、委員会が機能しない危険があるよと。だから、後任が民主的な合意形成で決まるまでは、現在の体制でいきましょうということを、各会派から、無所属の方も含めて出されている議会運営委員会で合意に達したじゃないですか。それが午前10時27分ぐらいじゃないですか。その後、江口議長は翌日の午前中に、全国市議会議長会に2回目の問合せをするんです。この間に、正副議長でこのことについては打合せをしましたという趣旨の答弁をされたと思います。江口議長と兼本副議長の間で、この件について、いつ、どこで、この一覧表について、協議をして認識を一致させたんですか。お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○ 1番 (江口 徹)

先ほど来申し上げておりますが、この決議が賛成多数で可決されたことに関しては真摯に受けております。先ほど来申し上げておりますが、個別の部分に関しての答弁は差し控えさせていただいております。

○副議長（兼本芳雄）

23番 小幡俊之議員。

○23番 (小幡俊之)

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○ 11番 (川上直喜)

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。

先ほど、23番 小幡俊之議員から、11番 川上直喜議員の発言が不適切なものと考えられる旨の発言がありましたが、本件については、議長において、後刻、調査した上、措置することにいたします。

引き続き、11番 川上直喜議員からの緊急質問を行います。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

先ほどから、決議について受け止めと今後の方向性、対応について、議長にお尋ねしております。市民に謝罪するということについては、議会はこの決議で謝罪をしますというのを文書で公然と行ったわけですけれども、江口議長としてはその代表であるので、既に謝罪したというくらいになるはずなんだけど、先ほどの答弁では6月定例会を振り返って、報道の記者に述べたところ、それが報道されていたということで謝罪にはなっているのではないかというふうに受け取れる趣旨の発言があったんですけど、それは江口議長は記者会見とかをもうやらないという感じなんでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○ 1番 (江口 徹)

今の部分も含め、6月24日の決議が賛成多数で可決されたことを真摯に受け止め、事態の打開に努めたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○ 11番 (川上直喜)

江口議長は、今、議会運営委員会が確立せず、常任委員会も機能していないということについて、どういうふうに受け止めていますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○ 1番 (江口 徹)

先日来申し上げておりますが、正常な状態ではないということは受け止めております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○ 11番 (川上直喜)

その責任についてはどういうふうに——。辞職勧告決議案を出した勢力に責任がある。どこ

に責任があるとお考えですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

それについての言及は避けますが、事態については真摯に受け止め、事態の打開について努力したいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ここでは議長としての江口議員に質問しているので、先ほど言ったような言いぶりになるわけです。

それで、6月議会から2か月を超えてこの事態なんですけど、9月定例会を迎えてもこの事態なんですけれども、今の段階、この姿を、議会を代表する議長として市民に説明をし、謝罪もすると。事態打開へこう取り組むということをここでお話しいただけますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

この状況にあることに関しては、一連の新聞報道であったり、ユーチューブ等々で市民の皆さん御存じの部分はあるかと思います。この状況が正常ではないということに関しては、先ほども申し上げたとおりですので、事態の打開に向けて、ぜひ努力をさせていただきたいと思っております。

それで、その点において、私どもとしては、法令にのっとり対応させていただいてきたところでございますが、それに対し、様々なご意見があることは承知しているということは、先日の議会運営に関する協議でも申し上げたとおりでございます。ですので、8月6日の代表者会議においても申し述べさせていただきましたが、その分はちょっと撤回いたします。現状においてこのような状況が正常でないというのはそのとおりでございますので、改めて、皆様方に議会運営委員会並びに常任委員会につきまして、それぞれの希望をお聞かせいただきたい。それを受けた調整をさせていただきたいと思います。

それで、先日、代表者会議の中で、吉松議員からもそういった形でやってはどうかという点もございました。そして、2日の議会運営に関する協議の中でも、奥山議員のほうから早急な行動を求めるというふうなお話もございました。それらを合わせて、改めて、議会運営委員会並びに常任委員会の正常化に向けてゼロベースで調整させていただきたいと思いますので、ぜひ、各会派、議員の皆様方におかれましては、その希望をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどから、決議の意味合いについてお話ししているんですけど、この決議は議長に協力しようとかしないとか、議長に謝罪を求めるとか求めないとかではなくて、議会としての決意を表明していて、江口議長はこの決議を尊重する立場にあるわけです。先ほど私は「拘束する」、「縛る」という表現をしましたけど、そういう性質の関係なんです。

それで、その点からいえば、今日に至った江口議長の個性だとか、能力だとかいうのを別に置けば法上の問題があるので、事態打開に2つ提案したいと思うんだけど、その1つとして申し上げたいのは、再発防止。決議の一番最後の行に書いていますけども、議長の独断行為を再び許さないためにどうしたらよいのかという点です。それで、その1としては、先ほどから申し上げて

おります、飯塚市議会委員会条例の改正。ポイントとしては、第8条第1項、「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる」というものを削除する、または修正する。修正としては、例えばですけれども、立法趣旨を織り込むという意味で先ほど申し上げましたけれども、以下の部分を挿入すると。「補欠選挙で当選した議員が、速やかに、閉会中に委員会活動を行えるように」と。このことが大事ではないかと。

その2としては、それだけではなくて、飯塚市議会の民主的な議会運営の積み重ねの上にある申合せに記録を残す。例えばですけれども、令和7年6月6日、議長が閉会中に調整しないまま、飯塚市議会委員会条例第8条第1項のただし書により、全議員を議会運営委員会委員及び常任委員会委員を指名したことがある。その結果、正副委員長の互選がされず、委員会が開催できず、議会運営にも支障が生じた。また、各種審議会委員等の選出もできない事態となった。この経過を受けて、飯塚市議会委員会条例第8条第1項を改正するに至ったというような点をすれば、この決議で決意を表明している「議長の行為によってかかる事態が再び起こることのないよう決意を表明する」ということの一つの実践ができるのではないかと思うんです。

それから、大きい2として、議会の正常化へ、事態をどう打開していくかということについてですけれども、2日の議会運営に関する協議の場で申し上げた内容ですけれども、少し意見を頂きましたので発展させるところがありますので、議長においてもよく聞いていただきたいんですけど、1つは、6月5日の議会運営委員会における全体の合意に立ち戻る。そしてゼロベースからの立場で協議を行うということです。先ほど江口議長が答弁されたゼロベースというのは、6月6日、議長が独断専行で行った貼付けです。そこをスタート地点にして変更したいとか言われると、この決議の内容とは矛盾があるわけです。ですから、6月5日に立ち戻るという点が重要だと思うんですね。

それから、この件については、2年かけて確立しようとかいうわけにいかないわけです。ですから、先延ばしにしない。緊急性を持って仕事としてやる必要がある。とりわけ、私はこの間、この辺なんですけど、議会運営委員会・常任委員会というふうに言ってまいりましたけれども、ご意見を頂いて発展させたらどうかと思うことは、まず、緊急に議会運営委員会を確立することです。この点でいうと、先ほど決算特別委員会の設置に当たり、議員の中から質疑があつて議長も答弁されました。大方の評価はやればできるではないかと、ちゃんと。この間のルールに基づいてやればできるではないかというようなことになったと思うんです。その点からいえば、6月5日の時点に立ち戻って、まず、緊急に議会運営委員会の確立。5月30日には届出が全部あったわけでどうから、きちんとやっていくということをしてはどうかと。その上で、常任委員会の確立に入っていくというふうに考えてはどうかと思うんです。

これについては前提が1つあって、まず、緊急に議会運営委員会を6月5日の合意の時点まで戻ってやろうというのはいいけども、その調整を江口議長の下では承服しかねるという議員、会派もあるわけです。新しい議長の下でなら、それはいいでしょうという感じなんです。だけど、それを2年間も続けていくわけにはいかないので、今後、まず、緊急に議会運営委員会を誰が議長であろうと、きちんと確立しようではないかと。そして、市民に責任を果たしていくと。その上で、議会の常任委員会の確立までやっていって、その上で、議長をどうするかとやっていったらいいのではないかと思うわけです。

議長の任期は4年ということになっているので、江口議長が辞表を出さない限り議長をやっていくわけでしょう。そうであれば、この議会運営委員会を緊急に確立する。そして、さらに常任委員会の確立という点で、最低限の責任を果たしてもらいたいというふうに思うんです。2日以降、2度目の提案になるのでどうかと思いますけど、今日は市民の皆さんに、ユーチューブを通じてでも、公開でお話ができるという場面もあるので、あえて申し上げました。

まず、緊急に議会運営委員会を立ち上げるという点について、江口議長の考え方を聞かせていただけませんか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

今、川上議員のほうからは、2つの提案を頂きました。1つは、再発防止のための委員会条例の改正でございます。委員会条例の改正につきましては、先ほどお答えしましたが、正文での文面を見ない限りはお返事ができないことをご了承ください。

そして議会運営委員会、そして常任委員会についてでございますが、現状において正常な状況ではない以上、改めてゼロベースで調整をさせていただきたいと思いますので、改めて、ご希望を聞かせていただきたいと思っております。それが、議会運営委員会が先になるのか、常任委員会と同時になるのか、それについては、また皆様方からのご希望が出てくるのかどうかも関連するかと思いますが、ぜひこの9月議会の中で正常化できるよう、調整をさせていただきたいと思いますので、ぜひご希望を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

大事な答弁をされたのではないかと思うんですけど、一番大事な点が、この決議の立場とずれているのではないかと。先ほどゼロベースという言葉遣いで言いましたけど、6月5日の時点の立場に立つかという問題なんです。6月6日の時点に立って、私がやってしまったので言うことを聞いてくださいという立場に立つかというところなんです。だから、6月5日、この議会が全体として合意に達していたその水準に戻るという、ここがこの決議のポイントなんです。そこがはっきりすれば、各会派、議員は話合いがしやすいのではないかと思うわけです。そのところを理解していただきたい。6月5日に立ち戻るということです。分かっていてなかなか6月5日と6月6日の区別をつけない発言をされたんだと思うけど。すぐ答弁しなくてよいので、1分ぐらい考えて答弁してもらったらどうでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

6月5日に立ち戻ってというお話がございました。ただ、片方で、選任を既にしているという部分はございます。ただ、現状では会派の構成も変わっております。そういったことを考え合わせますと、皆様方の思いもあるでしょうから、そのまま前の形ではないこともあり得ると思っております。ですので、皆様方が、それぞれの会派、議員が現状において、それそれがどこに所属することを希望するのか、それをお聞きかせいただき、それに対して調整を真摯にさせていただきたい。そのように考えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

6月の段階から会派の構成が変わったりしているので、そのままというわけにはいきませんけど、もちろん。6月5日の時点でということがポイントだと思うんです。その立場に立って合意を形成していく。私がやってしまいましたので、その枠の中で変更希望を出してくださいというやり方ではなくて、6月5日のことをベースにやると。ただ、議会運営委員会については、どちらが先ということにはならないというようなこともあったかもしれませんけど、私は議会運営委員会を先行させるというのが大事ではないかと思うに至っているわけです。

特に、6月5日の段階では、本来は5月30日締切りとする希望がもう既に出そろっていたわけですから、だから、議会運営委員会は常任委員会とは違う条件下にあったのではないかと思うわけです。これは後で分かることですけど。

だから、6月5日に立ち戻ってゼロベースで、そして議会運営委員会については緊急に立ち上げる。この「6月5日」とくどく言っていますけど、そこが、共産党が勝手に言っているわけじゃないんです、議運で合意に至った内容ですから、みんな立ち戻りやすいではないですか。技術的なことはもちろんあります。でも、それは技術的なことですから。ゼロから変更ではなく、合意を形成していくという手法を取れば、どうですか、うまくいくんじゃないですか。そのときは加勢しますよ。

「6月5日、議会運営委員会先行」という、「緊急に議会運営委員会」という、2つのキーワードで、議長、やりましょうよ。できる。辞職するかどうかはまた後で、いろいろなことを言うことのできる場面があると思うんです。まず、6月5日、それから議会運営委員会というので、どうですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

そうですね。（発言する者あり）先ほどもゼロベースでご希望を聞かせていただきたいというような形で発言をさせていただきました。8月3日までについては、私のほうは「変更届を出していただきたい」という言葉を使わせていただいておりました。今回、そうではなく、「ご希望を聞かせていただきたい」ということに言葉を変えさせていただいたのは、6月6日の選任において、皆様方に混乱を引き起こしたことについて、申し訳なく思っております。そういうことを合わせまして、改めて、先ほど開会前に、やればできるではないかというふうな質疑がございました。それも合わせて、ぜひ再度、議会運営委員会、そして常任委員会について調整をさせていただきたいと思っておりますので、改めてそれぞれのご希望について、それが前回と同様であっても構いませんし、違う形であっても構いませんし、今、それぞれ皆様方がご希望するところをお聞かせいただきたい。それを基に調整をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

聞き間違うとまずいので、私の言葉で言って、そのとおりかということを確認できればと思うんですけど、今のお話は、この間は「変更」というふうに言っていたけど、それは6月6日を起點に考えるから変更という表現だったと。それを今は「希望」としたいと。それは6月5日を起點に考えるからだというように聞いていいですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

ある意味そう捉えていただいて結構かと思います。

（発言する者あり）

○副議長（兼本芳雄）

川上議員。緊急質問の場合は、川上議員が最後まで終わった後に次の方という形になりますので。（発言する者あり）再度というのができません。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

川上議員と江口議長のやり取りを聞いていて、この反省に関する決議に対しての議長の考え方を川上議員がいろいろただしておりましたけれど、反省に関する決議に、「6月5日の議会運営委員会では6月定例会における議案付託までに常任委員会委員が選任できていない時は、委員会条例に基づいて後任が選任できるまでは現行の委員会体制で対応することで合意に達してい

た。」ということです。これは確認できているから、こここの文章は間違いないと思いますけれど。

続いて、「しかるに翌日6月6日17時25分、議長は全員を指名した所属一覧表を議会事務局長に命令しLINEワークスにお知らせ文書とともに掲載し、直ちに議会運営委員会を招集した。」というこの事実、これは事実ですよね。これはもう再三確認されていますから、これを確認いたしますけれど。

では、なぜここに至ったか、そして我々がここまで、今までいろいろ議論しているかというと、江口議長に対する不信任案を可決しているんです。5月の臨時議会で不信任案を出させていただいて、それは可決されました、多数で。これも事実なんです。その後いろいろあって、6月24日の決議になってきているわけですけれど、不信任決議というのはどういうことかということなんです。

私がちょっと今調べましたら、職能などを信じて職務を任せることが「信任」と、信用して任用する。信用できない、職務を任せられないという立場を「不信任」というということです。

それで、議長がいろいろ言われますけれど、議長の在り方について、やはり議長として信用できないと。信用できないということで不信任案が可決されて、今日に至っているということ。これは事実であって、それを受けた。しかし、私どもは議会をうまく正常化するために、協議の中で協力できることは協力していこうと。それで、先ほどから川上議員が言われております、6月5日の議会運営委員会を経て今日に来ているんですけど、それは、唐突に議長が6月6日に飯塚市議会委員会条例第8条第1項のただし書を無理やり使って議員を選任した。議会運営委員会のメンバーは6月5日までにはもうメンバーが出ていたわけです。それを代表者会議とか出ている方々に対して調整をすることなく、自分の権限で、議長の権限でできるという判断の下、いろいろな、全国市議会議長会のアドバイスとかそういうのを無視して、法律的にはできるんだということで無理やり貼り付けてしまったんです。

だから、信任されていない、信用されていない方がそういうことをするから、今まで至っているということだけは事実だと私は思っております。それについては、あなたは不信任を受けて、逆に、不信任を受けたから、無理やり飯塚市議会委員会条例第8条第1項のただし書を使って、議長権限という権限を使って、無理やり委員を貼り付けたということをしたんじゃないですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

評価は様々であるかと思いますが、無理やり行ったつもりはございません。ただ、このことによって、また、このような事態になっていることについては、真摯に受け止めた上で、事態打開をさせていただきたいと思っております。

○副議長（兼本芳雄）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

今日、令和6年度決算特別委員会委員のメンバーの発表がありました。それは議会事務局のほうで発表がありましたけれど、その際に、正副議長が調整したということで委員の名簿が出てきたわけです。開会中ではなくて閉会中でしたけれど、ちゃんとやればできるわけです。ただし書を使って貼り付けることがなく、それは調整してやっているわけですよ。

あなたは不信任を受けたから、真摯にそれを受け止めて、逆に、十分な調整をすべき立場にあったのを、そういうことをしないで、「不信任を食らったから」というふうに、何かそういう言葉がはやっていましたけれど、それで反発して、飯塚市議会委員会条例第8条第1項のただし書を使って委員を選任したんじゃないですか。

だから、今日の議会運営委員会のメンバーも決まらない、常任委員会の構成もできない、そういう事態に至ったというふうには思いませんか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

そのような批判があることは、甘んじて受けたいと思います。

○副議長（兼本芳雄）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

ちょっとお尋ねしますけれど、今日、川上議員が緊急質問して、いろいろ言われましたけど、この5項目について何らお返事されていないわけすけれど、一つずつ、これについての見解をお示しいただけないですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先日の議会運営に関する協議の場でも、それぞれの個別の部分についてのコメントは差し控えさせていただきました。本日においても同様にさせていただきたいと思っております。

○副議長（兼本芳雄）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

それはなぜですか。この決議案が出て、川上議員もおっしゃっておりましたけど、これは議長に対して求めている内容と思っているんですけど、それについて何らコメントされないということは、これについて何も考えていないというふうに取っていいんでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

5項目も含め、この決議が賛成多数で可決されたことに関しては、先日来お答えしておりますが、真摯に受け止めさせていただいております。

○副議長（兼本芳雄）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

これは、どなたかも言われたかと思いますけど、真摯に受け止めてということは、受け止めていただいて結構だと思います。真摯に受け止めてもらわないといけないと思いますけど、「真摯」という言葉は「真面目でひたむきなさま」というふうにあるわけですけれど、真摯に受け止めて、その結果はどういうアウトプットと言つたらいいんですか、どういう行動が出てくるんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

2日の議会運営に関する協議の中でも、その受け止め、そしてどうやって行動するのかというのが、奥山議員のほうからも問い合わせがございました。そしてまた、前回の代表者会議の中でも、吉松議員のほうからもゼロベースでというお話もございました。それを受けた中で、この数日間、受け止めて考えた中で、変更届というふうな形ではなく、改めて皆様方の希望を聞かせていただきたい。そういった形で、事態打開を図りたい。そう考え、先ほど川上議員に対してお答えさせていただきました。ぜひ、各会派・議員の皆様方のご希望を聞かせていただきたいと思っております。

○副議長（兼本芳雄）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

その5つの問題で、例えば1から4番までは、ある意味、議会内のことです。あなたが勝手にただし書を、自分で自分なりの解釈をして、そして議員を選任したとか、そういうこととか、「6月5日の議会運営委員会の合意を蔑ろにしたこと」とかいうのは、議会内ですよね。議会内だけでやられておるわけですけど。「出席催告後とはいえ少人数の開議の前に行うべき調整を放棄したこと」も、あなたが議長の権限で会議を開くことはできるから行ったこと。これも議会内のことです。そして4番目、「先例・申し合わせを尊重し会派・議員との合意形成へさらに努力すべきであったこと」、これも、あなたはしなかった。しなかったから、ここに書かれて、いろいろ今まで来ている。だから、これもある意味、議会内のことです。

一番最後なんです。私が特段気にしておるんすけれど、「議長直撃インタビューに登場し議員個人として誤った見解を発信したこと」、これは、議長の不信任案に賛成した議員に対していろいろと——、僕は見ていません。見たらまたいろいろな問題が生じるかと思って見ていませんけど、どうも個人の写真入りで、反対された方々の意見と違う意見を述べられているということであるみたいすけれど、こういうことについて、あなたは真摯に受け止めてというふうな言葉で言われておりますけど、真摯に受け止められるのは結構すけれど、こういうふうにあなたの思い違いで、各議員に対して偏った印象づけをしたことについて、どういうふうに思っているんですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

重ねての答弁になりますが、すみませんが、個々の部分に関してのコメントは差し控えさせていただきます。

○副議長（兼本芳雄）

道祖議員、よろしいですか。

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

この反省に関する決議について、川上議員のほうからもお話を聞いておりました。私がちょっと思うには、やはり6月5日の議会運営委員会の合意があったにもかかわらず、翌6日の日に全員を指名したというところで、大変その行為は重いものだというふうに思っております。6月5日に戻るという話もるるされておりましたが、やはり6月5日のゼロベースでしていただかなないと、この6月6日にした行為については、我々、不信任を出した議員すけれども、到底容認できないし、気持ちとしては間違ったことをしたと、今回、私は大変間違ったことをしたというふうな謝罪を本当はしてもらいたい気持ちがあるんです。これがないと、多分6月5日には戻れないんじゃないかなという私の個人的な意見があります。

それと、川上議員も言われていましたが、やはり、飯塚市議会委員会条例で、議会運営委員会については、多分、設置することとなっていると思うんです、条例で。円滑な議会を進めるためにも、先ほど言いましたように、まずは、いろいろあるけれども、このままもう3か月も4か月もたつということは、僕はあってはならないと思いますので、まずは議会運営委員会のほうの設置を行うべきではないかというふうに思います。そうしないと、今、代替協議会ですか、議会運営委員会に代わるものを持っておりますが、これは非公開なんです。市民に対しても、今、議会の動きは全く分からぬし、透明性からいっても議会としてあるべきことではないというふうに思っています。

市民に開かれた議会というのを考えれば、やはり、まずは議会運営委員会をしっかりつくって、そしてその中で、今、4委員会ですか、常任委員会が開催されていませんけども、そのことも含

めて、やはり議会運営委員会の中でも調整をしながら、それと真摯に受け止めるということはいいんですけども、ただ、受け止めたら普通は投げ返すんです、ボールを。キャッチボールじゃないけど。投げ返しが江口議長には全く感じられない。そのことが非常に私は不満です。受け取つたら必ずボールを返してください。もう時間もありませんから、今年の9月議会までには、やはり半歩でも一歩でも進むということを、前向きに言ってもらわないと。ただご理解してください、協力してくださいと言って、もう3か月以上もたっているんです。もう時間を決めましょう。9月議会いっぱいには、必ずここまでにはやりますということを明言してもらわないとついて行けないですよ、申し訳ないけど。よろしくお願ひします。お考えがあれば、よろしくお願ひます。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

今、田中武春議員のほうから、議会運営委員会だけでも先にというお話がございました。川上議員の提案と通じるところがあると考えております。先ほども申し上げましたが、議会運営委員会・常任委員会、改めてご希望を聞かせていただきたいという話をさせていただきました。そして、その中で、例えばございますが、議会運営委員会のほうだけでも先に出てきて、調整が始まられるような形であれば、それも、ぜひさせていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

○副議長（兼本芳雄）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

答弁が繰り返しになっておりますけども、やはり我々は、6月5日の時点に戻らないと話が進まないんです。6日時点で指名をして、これを白紙にしますからじゃないんです。5日時点に戻って、もともと、やった行為を僕たちは悪いと思っていますから、その反省の下にしてもらわないと、僕はいけないと思うんです。それがまず前提だと思うんです。そこがないと5日に戻れないんです。そのことなんです。そこが大切なんです。それをちょっと考えてください。

私の思いについてお答えが、考えがあるんだったら、ぜひよろしくお願ひします。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

ゼロベースでというお話をさせていただいたのは、ある意味、そこに立ち返ってさせていただきたいとの考え方でございます。そこについては、先ほど川上議員にもそのようにお答えさせていただきました。6月6日の選任について、混乱させて、さらなる混乱を招いたことに関しては申し訳なく思っているということについては、先ほどもお答えさせていただきましたし、ぜひその点も含めて、皆様方にはご希望を出していただきますようお願ひいたします。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

長々となりましたけども、ちょっとお尋ねというか、私たちの思いも少しお話しさせていただきたいと思います。

冒頭に、この事態を開拓したいという話で、議長のほうからありました。それに向けて努力をするので、皆さん協力してくれという形でお話しされました。私たちは、そっちが悪いとか、こっちがいいとか、こっちが悪いとか、そっちがいいとかいう、正邪を決めるわけではないし、私たちも協力をずっとしてきましたし、これからもやっていこうというふうに思います。この事態というところに、何でそうなったのかということが、やはり大きな元だらうというふうに思います。何が原因かということです。

先ほどのこの決議の中にもありますけれども、議会運営の誤りだとか、市民に謝罪をしていないとか、地方自治法及び関係法令を遵守していないから、民主的な議会運営、先例を尊重されていないというふうに、るる書かれておりますけれども、ちょっと私が別なところですが、次元は異なりますけれども、会社を潰すのは、誰だと思われますか。これは社長なんです。私はそうかなというふうな思いもありましたけども、松下幸之助さんが言っているのは、従業員でもなくとも、消費者でもなくとも、社会でもなくとも、会社を潰すのは社長ですと。なぜかというと、「私」が出たときに潰れるんですと。だから議会は、議長の下に皆さんずっと協力しながら、合意しながら、いろいろな議案等々を進めておりますけれども、江口議長は正しいというふうな認識で、今まで事を進められておられますけれども、「私」があまりにも出過ぎたんじゃないでしょうかというふうな思いで、今おります。

先ほども、6月5日に戻るという話だったですかね。変更届を今まで再三出してきたけれども、うまくできていませんでしたけれども、今回は希望を出していただきたいと。この希望は、ずっと言わされましたけれども、6月5日、合意したとき、その後に選任をされて申し訳ないと思っていますということでしたので、ということは、立ち返ってやるということですから、今、選任されて決定している議会運営委員会の委員がゼロ、クリアになるのかどうか、ちょっと事務局にお尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

今のご質問のゼロという部分でいえば、ゼロにはならないと思います。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ゼロにはならないということは、私たちが、各会派が希望届を出されても、それを変更といいますか、新しい希望届で選任できないということなんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時05分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

暫時休憩になりましたけども、事務局のほうも分かりづらかったかもしれませんけれど、ゼロベースでいろいろなお話をしましたが、私が聞こうとしたのは、もう一度、各会派、全員から議会運営委員会のメンバーを提出してもらうことは可能なのかどうか、伺います。

○副議長（兼本芳雄）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

それは可能だと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

であるならば、議長もるる言われましたけれども、変更届を希望という形で出してくれと。それは皆様にご協力をお願いしたいという話でしたので、皆さんもそれはやぶさかではないと思いますけれども、今回、何か月もこういう状態が続くのは不本意だというふうに思いますし、これから、議長も「私が、私が」ではなくて、「私」を出さずに、正論の部分もありますけれども、そこは自分を脇に置いて、全体を考えていただきたいというふうに思います。そういう意味で、そういうふうに言われたんだろうというふうに思いますので、これからはちょっとスピードを上げて、この9月議会中にできるのかどうかというのもありますけれども、やはり前に進めていく。今日の新聞にも載りましたけれども、「さすが議長だね」と、「議長が一歩下がって議会のことを、スムーズな、正当な道に導いていったんだね」と言われるような議会になっていただきたいというふうに思いますので、お願いしたいと思います。何か一言あれば、お願いします。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先日の議会運営に関する協議、そしてまた本日と、提案ありがとうございます。しっかりと反映できるよう努力したいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○副議長（兼本芳雄）

ほかに質問のある議員はいらっしゃいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上をもちまして、緊急質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時08分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 25名)

1番	江 口 徹	15番	永 末 雄 大
2番	兼 本 芳 雄	16番	土 居 幸 則
3番	深 町 善 文	17番	吉 松 信 之
4番	赤 尾 嘉 則	18番	吉 田 健 一
5番	光 根 正 宣	20番	鯉 川 信 二
6番	奥 山 亮 一	21番	城 丸 秀 高
7番	藤 間 隆 太	22番	秀 村 長 利
8番	藤 堂 彰	23番	小 幡 俊 之
9番	佐 藤 清 和	24番	金 子 加 代
10番	田 中 武 春	26番	瀬 戸 元
11番	川 上 直 喜	27番	坂 平 末 雄
13番	田 中 裕 二	28番	道 祖 满
14番	石 川 華 子		

(欠席議員 1名)

19番 田 中 博 文

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕 議事調査係長 渕 上 憲 隆

議事総務係長 安 藤 良 書 記 宮 山 哲 明

書 記 伊 藤 裕 美 書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

副 市 長 久 世 賢 治

副 市 長 藤 江 美 奈

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

企 業 局 次 長 今 仁 康

